

全国棚田（千枚田）連絡協議会 会則

第1章 総則

第1条 本協議会は「全国棚田（千枚田）連絡協議会」（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会の事務局は、会長の所属の市町村等に置く。

第2章 目的

第3条 本会は、棚田（千枚田）を有する市町村、各種団体及び個人が、棚田を通してネットワーク化を図る組織とし、会員の主体的な参加を通じて、地域の活性化を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 棚田についての情報交換、交流に関すること。
- (2) 棚田に関する歴史、実態、活用に関する調査研究。
- (3) 講演会、講習会、サミット、文化的行事等の推進。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第4章 会員

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

- 2 正会員は本会の趣旨に賛同する市町村、各種団体及び個人とする。
- 3 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する個人とする。ただし、会長の同意を得た場合は、個人であっても正会員になることができる。

第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を本会に提出するものとする。

- 2 会員は、退会しようとするときは、別に定める脱会届を本会に提出しなければならない。

第7条 会員が本会の趣旨に反し、又は義務を履行しないときは、総会の議決により除名することができる。

第5章 役員

第8条 本会は、正会員の中から次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内とする。
- (3) 理事 20名以内とする。
- (4) 監事 2名

第9条 会長は、正会員の中から総会において選出する。

- 2 会長は本会を代表し、会務を総理する。

第10条 副会長は、正会員の中から総会において選出する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第11条 理事は、正会員の中から総会において選出する。

- 2 理事は、理事会を組織し会長の要請により会務を審議する。

第12条 監事は、正会員の中から総会において選出する。

- 2 監事は、本会の財産及び会務の状況を監査する。

第13条 役員は、任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選出された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第14条 役員は、任期満了にあっても後任者が選出されるまでその職務を行うものとする。

第6章 会議

第15条 会議は、すべて会長が召集し議長となる。

第16条 会議は、すべて出席者の過半数をもって可決し、可否同数のときは議長が決定する。

第17条 通常総会は年1回開くものとする。臨時総会は、次の場合開くものとする。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 会員総数の3分の2以上の者から要求があったとき。

- 第18条 総会は、会員総数の3分の1以上の会員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 やむをえない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
この場合において、第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 第19条 総会の議決を要する事項は、次の通りとする。
- (1) 事業計画及び予算に関すること
(2) 事業実績及び決算に関すること
(3) 会則の改正
(4) 役員を選出
(5) その他会長が目的達成のために必要と認め付議した事項
- 第20条 総会の議決を要する事項で急を要する場合は、会長は理事会の議決を経て処理することができる。但し、次の総会で報告しなければならない。
- 第21条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。
- 2 理事会は、構成総数の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 第22条 理事会においては、次の事項を処理する。
- (1) 総会提出議案に関する事項
(2) 第20条の規定により付議された事項
- 第23条 本会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、役員に所属する市町村等の副市長、副町長又は職員の中から理事会において選出する。
3 幹事には、第13条、第14条の規定を準用する。
- 第24条 幹事会は、幹事をもって構成する。
- 2 幹事会は、第19条、第22条の審議事項の企画、立案及び必要な事項について審議、助言する。
- 第25条 幹事会の議決を要する事項で急を要する場合は、書面をもって処理することができる。

第7章 顧問

- 第26条 本会に顧問を置くことができる。
- (1) 顧問は、会長が委嘱する。
(2) 顧問は、専門的な事項について、会長の諮問に応ずる。

第8章 事務局

- 第27条 事務局は、本会の事務を処理する。
- 2 事務局は、専門的な事務を委託することができる。

第9章 会計

- 第28条 本会の経費は、会費、寄付金、協賛金、その他の収入をもってこれに充てる。
- 第29条 本会の会費の額は次のとおりとする。
- | | | |
|------------------|--------|---------|
| (1) 正会員の市町村、各種団体 | 1 会員年額 | 30,000円 |
| (2) 正会員の個人 | 1 会員年額 | 10,000円 |
| (3) 賛助会員 | 1 会員年額 | 5,000円 |
- 第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

- 付 則 1 この会則は、平成7年9月28日から施行する。
- 2 設立当初の役員等の任期は、第13条の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。
- 3 本会則の執行に必要な事項は、会長が理事会に諮って定めるものとする。
- 付 則 1 この会則は、平成12年9月13日から施行する。
- 付 則 1 この会則は、平成13年8月31日から施行する。
- 付 則 1 この会則は、平成17年4月1日から施行する。
- 付 則 1 この会則は、平成20年10月16日から施行する。
- 付 則 1 この会則は、平成21年10月16日から施行する。